

社会労働委員会議録第三十一号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事龜山 孝一君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

植村 武一君 加藤鏡五郎君

小島 徹三君 田子 一民君

田中 正巳君 高瀬 傳君

八田 貞義君 古川 文吉君

山下 春江君 赤松 勇君

岡本 隆一君 栗原 俊夫君

五島 虎雄君 滝井 義高君

中原 健次君 山口シツエ君

出席政府委員

厚生事務官 小澤 龍君

(医務局長)

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

労働政務次官 伊能 芳雄君

労働事務官(大臣官房総務課長) 村上 茂利君

委員外の出席者

厚生事務官(社会局長) 尾崎 重毅君

会局保護課長) 川井 章知君

専門員 川井 章知君

三月二十六日

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

引揚者給付金等支給法案中の支給額

する請願(滝井義高君紹介)(第二四七四号)

健康保険法の一部改正反対に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二四七五号)

生活保護法等の一部改正に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二四七六号)

衛生検査技師の身分法制定に関する請願(安藤覺君紹介)(第二四七七号)

同(滝井義高君紹介)(第二四七八号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二四七九号)

同(山花秀雄君紹介)(第二五〇一八号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(片山哲君紹介)(第二四七九号)

大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願(田中彰治君紹介)(第二四八〇号)

同(猪俣浩三君紹介)(第二五一九号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二四八一号)

戦没者遺族の処遇改善に関する請願(有馬輝武君紹介)(第二五二一六号)

はり、きゆう、マッサージ師に健康保険等適用に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二五二〇号)

戦傷病者雇用法制定に関する請願(滝井義高君紹介)(第二五二二二号)

健康保険法の一部改正反対等に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二五二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

労働福祉事業団法案(内閣提出第一四四号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○藤本委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。当委員会に付託されております引揚者給付金等支給法案につきまして、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会より、連合審査会の開会を申し入れられております。同委員会との連合審査会を開会するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお連合審査会の開会の日時につきましては同委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○藤本委員長 次に労働福祉事業団法案を議題とし、審査を進めます。

まず趣旨の説明を聴取いたします。

伊能労働政務次官。

労働福祉事業団法案

労働福祉事業団法

目的

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十一条)

第五章 監督(第三十二条―第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条―第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条―第四十条)

附則

第一章 総則

第一条 労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 労働福祉事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京部に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十條第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、事業団に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下本条中「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員任命)

第十条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任用する。

(役員任期)

第十一条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ、(役員欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

(役員解任) 第十三条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認めるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質) 第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと。

二 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度) 第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従つて、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

二 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下本条中「財務諸表」という)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理) 第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(交付金)  
第二十七條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余剰金の運用)  
第二十八條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。  
一 国債の取得  
二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)  
第二十九條 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(規程)  
第三十條 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。  
一 会計に関する事項  
二 役員及び職員の手当及び退職手当に関する事項

(労働省令への委任)  
第三十一條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督  
第三十二條 事業団は、労働大臣が監督する。

第一類第七号 社会労働委員會議録第三十一号 昭和三十三年三月二十八日

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三條 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を持帶し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)  
第三十四條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)  
第三十五條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員(以下本条中「公務員」といふ)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条中「公務員とみなされる者」といふ)が引き続きして事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」といふ)附則第十條の規定の適用について公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続きして公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続きして事業団の役員又は職員となり、更に引き続きして公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続きして公務員又は公務員とみなされる者となつたとき)は、その公務員又は公務員とみなされる者となつたときを合む)は、その公務員又は公務員とみなされる者として在職する者として在職年月数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときは)を含む)及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者として在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四條ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六條 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときは)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)  
第三十七條 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十九條第一項、第二十二條、第二十六條第一項、第二十九條又は第三十條の規定による認可をしようとするとき。  
二 第二十二條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により労働省令を定めようとするとき。  
三 第二十四條第一項の規定による承認をしようとするとき。  
四 第二十八條第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)  
第三十八條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則  
第三十九條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。  
三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。  
五 第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。  
六 第三十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)  
第二条 労働大臣は、第十條第一項の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法

三

律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

(事務の引継)

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十三條第一項の保険施設及び失業保険法第二十七條の第二項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九條第一項第一号及び第二号の規定により行ふこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的とし

て、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の特例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九條第一項中「施設の設置及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替へるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。  
第二十三條に次の一項を加へる。  
政府は、前項の保険施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九條第一項第一号に掲げるものを労働

労働福祉事業団に行わせるものとする。  
(失業保険法の改正)

第十二條 失業保険法の一部を次のように改正する。  
第二十七條の二に次の一項を加へる。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九條第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(労働者災害補償特別会計法の改正)

第十三條 労働者災害補償特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加へる。  
(失業保険特別会計法の改正)

第十四條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加へる。

(登録税法の改正)

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九條第七号中「石炭業整備事業団」の下に「労働福祉事業団」を、「石炭業合理化臨時措置法」の下に「労働福祉事業団法」を加へ、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「労働福祉事業団」を

加へ、同条に次の一号を加へる。  
二十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九條ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の改正)

第十六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五條第六号ノ十一の次に次の一号を加へる。  
六ノ十一ノ二 労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項第四号の七の次に次の一号を加へる。  
四ノ八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第四條第二号中「森林開発公社」の下に「労働福祉事業団」を加へる。

(地方税法の改正)

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二條の四第一項第二号中「森林開発公社」の下に「労働福祉事業団」を加へる。  
第七十三條の四第一項に次の一号を加へる。  
十 労働福祉事業団が労働福祉事業団法(昭和三十三年法律

第 号)第十九條第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの  
第三百四十八條第二項に次の一号を加へる。  
十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九條第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(行政管理庁設置法の改正)

第二十條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第二條第十二号中「及び森林開発公社」を、「森林開発公社及び労働福祉事業団」に改める。  
(建設省設置法の改正)

第二十一條 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二十六号の二中「日本道路公社」の下に「労働福祉事業団」を加へる。  
(労働省設置法の改正)

第二十二條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第四條第十三号の次に次の一号を加へる。  
十三の二 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)

(昭和三十三年法律第 号)に基いて、労働福祉事業団に對し、認可、承認その他監督を行ふこと。  
第五條の二に次の二項を加へる。  
3 大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

理官一人を置く。

4 労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行う。  
第六条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に關すること。

(北海道開港法の改正)

第二十三条 北海道開港法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

○伊能政府委員 たいだいま議題になりました労働福祉事業団法案についてその提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、政府におきましては、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の一環といたしまして、昭和二十四年以来労働病院、傷病者訓練所その他の労働者災害補償保険施設を、また昭和二十八年以来総合職業補導所、簡易宿泊所その他の失業保険施設の設置及び運営を行なつて参つたのであります。これらの保険施設は、逐年増加の一途をたどり、現在その数は、未完成のものも含めて、労働病院二十四箇所、傷病者訓練所二箇所、総合職業補導所二十三箇所、簡易宿泊所十二箇所の多きを数えるに至つておるのであります。

しかし、これらの保険施設の運営の実際を見ますと、まず、労働者災害補償保険関係の施設につきましては、その施設のうち、労働病院等の経営は、委託契約により、一財団法人に委託してこれを行なつておるのであります。労働病院の数が少かつた間はともかく、すでに二十四にも達せんとする労働病院の経営を一民間団体に行なわせることは、その事務能力、財政能力等の点から申しまして、責任態勢に欠けることがあり適当とは言いがたのみならず、さらに今後この種の施設の拡張発展に伴い、その適切かつ能率的運営を期するためには、その方法等について根本的に検討を加える必要があると存する次第であります。

他方、失業保険関係の施設につきましては、総合職業補導所等の施設の経営は、委託契約により、当該施設の存する都道府県等に委託してこれを行なつておるのであります。これは、あくまで一時的かつ便宜的理由によるものでありまして、総合職業補導所のごとく、国家的見地から統一的運営を必要とする施設を系統的に都道府県に委託經營せしめることは、その性格にかんがみ、必ずしも適切な方法であるとは認めがたいものがあるのであります。

す。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に法案の内容については、概略御説明申し上げます。この法案は、労働者災害補償保険及び失業保険の保険施設を設置及び運営を適切かつ能率的に行なわせるため、労働福祉事業団を設立することを定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に關し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、第一に、労働福祉事業団は、法人といたしますとともに、その当初の資本金は、事業団の成立に際しまして、政府が出資する額と地方公共団体が自治庁長官の承認を受けて出資する額の合計額といたしております。しかし、政府は、事業団の成立に際しましては、労働病院、傷病者訓練所、総合職業補導所、簡易宿泊所等の用に供している国有の不動産、これに付属する物品等を事業団に現物出資することといたしております。

第二に、事業団の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、事業団の行う業務といたしましては、労働病院、傷病者訓練所等の労働者災害補償保険施設及び総合職業補導所、簡易宿泊所等の失業保険施設の設置及び運営を行つてこれを主たる業務とし、あわせて前述の業務を行うに支障のない範囲内で委託を受けて、これらの保険施設を利用して労働者の福祉の増進をはかるため必要な業務も行つておることといたしております。

第四に、事業団の財務及び会計であります。事業団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等につきましては、その業務が国の代行業務たる性格にかんがみ、労働大臣の認可または承認を受けることを要するものとしておることといたしております。

第五に、事業団は労働大臣の監督に服するものとし、労働大臣は事業団に對して監督上必要な命令等を行うことができることとし、また事業団の業務の監督等に當らせるため、特に労働省に労働福祉事業団監理官一人を置くことといたしております。

なお、設立初年度の特例といたしまして、労働福祉事業団が昭和三十三年度に行う業務は、これら保険施設の運営のみを行い、設置は行わないことといたしております。

以上がこの法案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明は終了しました。なお本案についての質疑その他につきましては後日に譲ることといたします。

○藤本委員長 兒童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 本日本生活保護法による医療扶助に關連して質問を申し上げます。と思つておりましたが、本日の厚生省の方の段取りから申しますとまことにどうも不手ぎわで、遺憾の上ないと思つておりました。医療扶助に關連しておりますので、医務局長並びに社会局の關係のことにつきまして保護課長さんに説明していただいで、追つて局長あるいは大臣に確認をしていただくと、こういふことを前提に質問をさせていただきますと存じます。

まずお尋ねいたしますが、昭和三十一年八月十五日に東京都の民生局長が、民保護発第八三九号、生活保護法による医療扶助の適正実施についてという文書を福祉事務所、地方事務所あるいは市等の長あてにマル秘でもって通達を出しておられる。この事実を御存じでございませうか。なおその内容等についても御存じでございませうか。

○尾崎説明員 その通達は実は私も見たことはございませうが、大体同年の六月に、全国の生活保護担当の課長、それから医療関係の技官を集めて、生活保護に關するいろいろな方針について説明を行いました。特に医療扶助につきましては、その技官に對しましても特別に通達をいたしました。この通達は詳細にわたつておりましたが、それを東京都が受けまして、今お話しのような通達を出したというふうには了解しておられます。

○栗原委員 そうしますとこの東京都の通達は、東京都ばかりでなしに、各府県においても衛生部等において同様の通達をそれぞれの方面に通達されておられる。このように了解してよろしゅうございませうか。

○尾崎説明員 各府県の実情は私つまりらかには承知しておりませんが、大體本省の指示が口頭で行われましたので、それを受けまして、あるいは文書で出したところもありませうし、あるいは口頭で連絡したところもありませうし、いずれにしても末端の福祉事務所には連絡しておられると思つておられます。

○栗原委員 そのような本省からの指示によつて、都あるいは府県等においていろいろな取扱いが行われておる、その取り扱われておる実情は、本省で指示しておるその精神にのつとて執行されておる、このように認識されておりますか。

○尾崎説明員 私どもの精神は御質問があればお答えしてもよろしゅうございませぬが、生活保護の具体的な事務執行は、この医療扶助の問題だけではない、いろいろむずかしい点がございます、往々にして私どもの精神通りにやつてくれないのも例外的にあることは否定し得ないところでございませぬ。しかし概してはよく私どもの精神を体してやつてくれているというふう

に了解しております。

○栗原委員 特にその通達の中で、行政区域外といふか、その行政官庁の指定施設外に委託しておる患者あるいは新たに指定施設外に委託をする患者、こういったものに関する問題であります、いろいろ聞くところによりますと、これはむろん原則としてはその都道府県の患者は都道府県の指定した施設に委託する、これは当然だと思ひます。しかしそれは新たな委託されておる者については十分配慮を行われてしかるべきだ、こう考へるのですが、この点はいかがでございますか。

○尾崎説明員 この点につきましては今お話しのように、当該患者の医療に差しつかえるような場合には、従来の者であっても、あるいは今後取り扱ふ者であっても同様に特定の医療機関に對して、それが例外であっても、そこに

委託するといふふうに取り扱わなければならぬといふことは、その際にも指示しておるわけでありませぬ。従いまして問題は主として今後の取扱ひ方にある、そこに重点があるが、しかしなお話の通りでございますが、しかしながら従来病院、療養所に入つておる患者につきましても、医療に支障がなければできるだけその県の病院、療養所に引き取るということはやつても差しつかえないといふふうに私どもは通達をいたしております。

○栗原委員 実は最近群馬県の大日向の療養所に一つの問題が起つたわけでございます。それは現在東京都の板橋区志村中台二千八百一に住んでおる園府田さんといふ人が大日向に入院して居るわけでありませぬ。この園府田さんは群馬県の利根郡に前に住んでおりました、昭和三十一年の六月に発病して大日向荘に入りました。當時利根郡福祉事務所から生活保護法の医療扶助を受けて入院したわけでありませぬが、家庭の都合でその家族は本年十二月の一月に東京のたけいま申し上げました住所に移つたわけです。従つてこの二月からの医療券は東京都の板橋福祉事務所の志村支所から交付されている、こういった実態であるわけでありませぬ。本人の病状がどうかと申しませぬ、両方の肺に病巣がありませぬが、化学療法が非常に調子よくいきまして、近頃肺切除が可能になつて居る手術決定会でも決定を見て、現在結核予防法の申請中で、許可があり次第手術をしよう、こういった状態にあつたわけでありませぬ。ところがこの三月十九日に東京都の板橋福祉事務所の志村支所から大日向荘に電話がありまして、園

府田さんは東京の出身者だから東京の指定医療機関に入つてもらわなければならぬ、ついでには二、三日うちに大日向に伺うから、こういった電話があつたといふのです。そこでその翌二十日の午後一時ごろ同支所のケース・ワーカーである松村さん、金子幸太郎さんの二人が西武のハイヤー、番号三の七八九八で大日向を訪れて、園府田さんに対して、あなたは大日向の福祉で保護を受けているのだから東京の病院に入つてくれ、手術は従つて東京でやつてもらふのだ、とりあえず長塩病院に落ちついて、その後東横や中野に入つてもらふのだ、きょう東京から自動車であつたので、きょう東京に行つてもらふのだ、こういったことを通告したものでありませぬ。その間施設長には何らその理由を告げてもおらぬし、直接本人に通告して何ら書類等の提示もない、こういったことで本人に有無を言わさず連れ去らう、こういった姿になつたといふのでありませぬ。しかもこれは先ほど申しました昨年の八月十五日の民生局長の通達の第一項の指定外の施設における患者の取扱ひについてというところから扱つたように見られる、こういったのでありませぬ。そこで、そのケース・ワーカーの言ひには、民生局長の命によつて三月三十一日まではどうしても都内の施設に移れといふことになつておるんだが、いろいろ折衝の結果、本人もそれはとてもだめだといふようなことで一応その日は引き揚げたさうでありますけれども、こういった状態はなかなか容易ならぬ問題だと思つております。こういったことに関して、おそらくそれは本省の

趣旨とは違ふんだ、こゝお答えにならうと思ひますけれども、これは一方的な話で、両方つき合はしての調査でありませぬから、一方的な話としてもこの話が事実であるとしたら、とんでもないことだと思つておられたい、この点に関してお考えはいかがでございますか。

○尾崎説明員 実は東京都と近県との関係につきましては、今お話しのような問題以外にもいろいろ問題がございます、私どもも関心をもつて調査したこともございます。その際にわかりましたことは、東京都側としては、この調査は一月ほど前だったのですが、その時期までには他府県におる患者を東京都に移したといふ事例はほとんどないといふふうなことがわかつておつたわけでありませぬ。従いまして、今のそういう事例は、おそらく初めてのケースか、あるいはごくわずかの場合の一つに當るといふふうに考えられますが、お話しのように第一線の福祉主事といふものが、非常にむずかしい仕事を担当して居るわけでありませぬから、患者に法の立場あるいは仕事のやり方内容を懇切丁寧に教えて、それで患者も気持ちよく協力してくれたいといふふうな関係に持つていくのが理想的なんですが、現実にはなかなかさういふいふらみがあるわけでありませぬ。従いまして、今のケースも果して福祉主事の話し方が悪かつたのか、あるいは実際問題としてわれわれの方針通りに移しても差しつかえない状態にあるものであるかどうか、その辺は調べてみなくてはわかりませぬが、そのお話し通りだとすれば、私どもも——私も医学的な問題はわかりませぬけれども、医療上支

障があるといふような場合に該当しませぬ、無理に東京へ移すことは適切でないといふふうに考へます。

○栗原委員 これはたまたま群馬の大日向荘に起つた問題ですが、いろいろ情報等によりまして、たとえて言つて、鹿兒島県において隣県の宮崎県に委託してある患者に対して盛んに県内に引き揚げを強要する、引き揚げなければ補助給付を打ち切るということまでも患者に思わせるような口ぶりで持ち込んでくる。さてそれでは引き揚げるということになると、鹿兒島県には実際に受け入れられる施設がない、こういったふうなことでやはり問題が起る。また一方においては、そのようにして県内の指定施設に患者を入れるべきだ、こういった原則を立てておられるけれども、軽快作業ベッド等の問題に關しては、福井県、富山県等では、これは指定でなくて、そういったことを希望すると、石川県にあるから今度は石川県に出でいけと、こういった趣旨とは全く相反する、矛盾したようなことを強要する。口頭によるお指図であつたと言つておられますけれども、東京都においては堂々と、マル秘ではあるけれども、文書で流して居る。各府県においてもおそらく同様な文書が流れておらうと思つて居る。これはこういったことを中心にして具体化してきたといふわけであります。そこで私はここで当局の方々にはつきりしていただきたい、これは、新しく入る人たちはむろん指定のところへ入つてもらう、これはけつてでございます。ところがすでに入つておつて、その後通達を受けたといふこと

で、行政区域外に入つておるとか、ある





ということが言われておる。社会局はみんなからありがたがられなければならぬのに、怨嗟的になりつつあるという事ですね。ここに出てきていつも問題になるというのはそういう事です。社会局の取扱い方が悪い。社会局はこの国会の答弁では、悪くしておりませんかと言われども、結局末端においてそういう取扱いが現実に行われておるといふことは、社会局長なり厚生大臣の指導が悪いということになるのです。だからこれは医務局長さんに言ってもしょうがないことなんですけれども、しかし事やはり医療行政に關することなんです。病院がそういう冷酷な取扱いをやらなければならぬという事なんです。たとえ普通の医療機関が、金を払わぬからといってこれをおぼり出してごらんない、どういふことになるかという事です。大問題です。ところがたまたま金を出しておる社会局が病人を無理に連れて帰っても、病人は何も言えぬという事なんです。こういうことは医務局の立場としては許されぬことです。こういう点は嚴重にあなたの方から社会局に通告をして、そして抗議をして、そういうことをやってはいかぬ自由でなくちゃならぬです。憲法でも明らかに最低生活を保障されております。しかも国が出したものであるからどこかの医者へ行けと指定する権限などない。指定医療機関ならどこへ行ってもいいはずなんです。それをどこか特定のところでなければ行くことはならぬという事は、私は行き過ぎもはなはだしいと思う。こういう点あなたはどうかお考えになるのか、また

社会局としてはどうかお考えになるのか。私はこれはちよつと行き過ぎだと思ふんです。

○小澤政府委員 社会局の一般の方針は、先ほど尾崎課長が述べ、かつ私が受け取っているような考え方だと思ふます。ところがその趣旨が必ずしも末端に平らに通って徹底しない場合もあり、従つて先ほど例としておあげになりました大日向荘のような事項もそのために起るのではないかと。従いまして医務局といたしましては、今後とも社会局との問題については十分連絡いたしたいと思ふます。かようなケースで事情を調べて善処したいと存じます。

○滝井委員 尾崎さんにお尋ねします。大体あなたの方から通達を出す前には、東京都から東京都内の都民が生活保護関係でどの程度他県に入院しておったか、そしてその通達を出した現在の結果はどうなつておるのか、これをお示し願ひたい。

○尾崎説明員 今手元に具体的な資料がございませぬので、数字をあげましてお答えいたしかねるのでございませぬが、埼玉、千葉——これは私一回数字は見たことがあるのですが、ちよつと忘れまして、その点はあとからまた数字をお知らせいたしたいと思ひますが、大体二、三千人じゃなかつたかというふうな記憶もございませぬけれども、その点は非常にあいまいでございませぬ。

○滝井委員 埼玉、千葉等に東京都から二、三千人の入院患者があつた、それであなたが通達を出した後にその二、三千人の入院患者たちがどういふ

工合に変化してきたかということなんです。おそらく私はそれが非常に少なくなつてきていると思つてゐる。ほとんどのないのじゃないか。その結果はおそらく調査が出てきておるはずだと思ふのです。通知を出したのは去年の八月十五日でしよう。その後から現在およそわかつておるはずなんです。これはこのし予算編成のときに入院料その他見るとの当然検討が行われておると思ふんですが、どういふ工合になつておるか。これはおおよそお答えできるでしよう。

○尾崎説明員 実は先ほどもお答え申し上げたのですが、一月ほど前だったと思ふのですが、資料を埼玉、千葉からとりまして調べたことがございませぬ。同時に東京都の責任者にも来てもらつて事情を聞きましたが、そのときまでは東京都としては県外から患者を移したという事例はない、こういうふう

に言つておりました。従いまして、あるいは末端の福祉事務所の方でそこら辺の連絡が漏れておつて、例外的にあるものもあるかもしれませぬ。しかしながら、東京都の責任者といつたしましては、東京都としては県外から患者を今まで引き上げてはおりませぬ。なおあの通達を出されたあとでも東京都から他県への委託は行なつております。

○滝井委員 いずれあとでけつこうでございませぬから、東京都から近県に入院しておつた患者の數、それが昨年八月十五日に通達を出した後における変化をぜひ資料として出していただきたい。

い。同時に千葉県から東京に来ておつて、千葉に引き揚げた、埼玉も同じですが、東京近県のものに至急に資料として出していただきたいと思ひます。それからいま一つ、一体今までそういう通達を出さなくてやつておつたものを、なぜ現在になつてそういう通達を出さなければならぬかということ。医療の本質からして何の必要もない。金がかかるから何と何の必要もない。自主的な判断に待つべきものであつて、交通費がかかるからお前は悪い病院へ行けとかどの病院へ行けという権限はないはずなんです。そういうことまで生活保護で世話をやつていくことにならば、私は基本的な人権の侵害だと思ふ。それで医療選択の自由を阻害することになる。もし二千人、三千人入院しておつた患者を千葉なり埼玉の病院へ引き揚げれば、その病院の経理は大きな打撃を受ける。こういう病院行政の立場からも問題があるわけなんです。な

ぜそれを昨年の八月十五日になつたら突如としてやらなければならなかつたか、その根本原因はどこにあるか、一応御説明願ひたいと思ひます。

○尾崎説明員 御承知のように、生活保護の医療扶助といふものが、この四、五年金額的にも増加して参つており、非常に生活保護の実施上における重大問題になつてきたわけでありませぬ。それで大体法律の精神から申し上げますと、先生のおっしゃる患者の自由なり意思なりを尊重するといふ建前は、これは私も十分に承するわけ

でございますが、同時にいわゆる公費をもつて患者の治療に充てるという建前から申しますれば、その関係の配慮もなさなければならぬ。従つて私も

としては常にその両者の調和をはかつていかなければならぬというふうに考へておりますが、遺憾ながら、昨年暮れまでの実情は、ある意味においては、たとえ極端な例ではございませぬが、青森県の患者がせひ東京の清瀬に入りたいとか、そういう事例もございませぬ、私もそれは、そういう場合において、私どもとしては、そういう場合において、その患者が東京都の特別なお医者さんでなければなかなか直らないというふうな場合には、そういう希望を十分尊重しなければならぬだろうというふうに考へます。しかしながら普通の結核性疾患なり普通の疾病の治療の場合には、やはり青森県にもそれ相当のお医者さんがいるので、そういうところから交通費という問題も出てきましよう。さらにわれわれが考へなければならぬのは、医療扶助がだんだんそういうふうになり、病院に入院するといつて、それをほりつぱなしにするといふような従来の傾向は改めてもらひまして、十分入院、入所中の患者とも出身世帯の方ともケース・ワーカーが連絡するといふふうなことでケース・ワーカーを重点的に取り上げ

ていかなければならぬというふうなことから、昨年の八月の指示でその辺をやつたわけがございませぬ。

○滝井委員 青森と東京の関係は極端な例でございませぬが、やはり大都市とその近郊が一番問題になる。そういう場合に、もしあなたの方で東京の近郊に入院している患者の実態が把握されていぬといふことは、あなたの方の福祉行政がうまくいってない証拠なんです。各福祉事務所割拠の弊がある。これは密接な連絡をとつてやれば、たと



えは青森の患者が東京へ入院しているならば、東京のケース・ワーカーに調べてもらって通知すればいい。その行政には血が流れているはずだ。血が流れていないで、東京は東京、青森は青森とやっているところに問題があるんです。それはあなた方の行政の無力をばしなくもこの生活保護の問題で暴露している。それは医務局とあなた方の局との連絡がうまくいっていないことを暴露している。

ただ問題は、交通費だけの問題です。交通費だけの問題なら、これはわずかなものです。病氣というものは精神的な作用というものが非常に大きな影響を及ぼす。従って患者がこの病院なら直るといふ信念を持って行ったものを、それをまかりならぬといつてよその病院へ持っていかばどうなるかという事です。これはあなた方が自分の子供が病氣したときのことを考えれば一番よくわかる。自分がこの病院なら自分の子供の病氣が直ると信頼して行ったものを、その病院はいかぬ、この病院へ行けと言われたら、どんな感じがするかという事です。そこらあなた方は行政だけを問題にして、病人の心理というものを問題にしていないうところに問題がある。そういう病院に青森から東京に来たならば、青森県から東京に通知して、ケース・ワーカーが調べてやったらいい。おそらくその病院には東京都以外の他の患者も入院しているはずだから、それを調べるときに一緒に調べてやったらいい。それが血の流れた行政だと思ふ。青森は青森、東京は東京とばらばらにやっているところに問題がある。この間時間がなかつたから局長にあまり言わなかつた

たんですが、この問題ではあなたの方の局は血も涙もないと言われておる。これは医療機関の間でもけしからぬと言っている。そうして私の知っているある小児結核を専門に扱っておる病院に千葉県から入ってきた。ベッドがないときに千葉県ではどうぞお願いしなさいといつて頼んで、今度この通達が出たら、手のひらを返すように引き揚げたしてしまつておる。患者もそのお母さんもぜひこの病院でやらせて下さいと哀訴願したけれども、無理に帰らしてしまつておるといふ例があるんです。医者はその子供の治療については非常に専門的に熱意を打ち込み、母親もその子供も、長期療養を要するから、その医者を非常に信頼している。ところがそれを無理に引き取つてしまふ。しかもただ一片の通達で引き取つて、わざわざ医者の方から連絡しても、いや私にはあなたの方に置いておつていいと思ひますけれども、上司がそういうことは許さぬと言つておられますから、私はできませんときわめてそつげなくやつてゐる例を私はこのごろ聞いてゐる。そういうことで、まるつきり医療行政というものを無視して、全く生活保護の予算関係のために人間を無視してゐる。予算が先か人間が先か。人間が先です。だからあなた方がわづかの交通費を節約するために、このか弱い生活保護の患者をそういう場合にやつたら大へんです。しかもその結果どういふことが行われてくるかといふと、今度は福祉事務所にいろいろを使わなければ引き揚げた患者はとれぬといふよりな事態が起つてきてゐる。いろいろを使つてそして生活保護の患者を自分の家を集めるといふ病院が出てきてい

る。いわゆる行政が非常に強くなつて患者の自由意思を無視する結果、この患者をどこに入院させるかという活殺自在の剣を福祉事務所に振り始めた。これは医療の順当なる遂行を福祉事務所が干渉し始めるところの一つの現われなんです。だからそういう場合に引き揚げた患者はどこに入院するか迷つて福祉事務所にいくと、ここに入院しろといふ、そういう場合病院は指定をされるためには福祉事務所にいろいろを使うといふ事態が出てきてゐる。これは大へんなことです。か弱い病人が自由自在に福祉事務所に振り回されていふという事態が出てきておるのです。その端的な現われが、この府県との交流を妨げるという政府の干渉なのです。これは断じて許されぬことなんです。医務局がこういうことを黙つていふという事は医務局に責任があると思ふ。病院はいろいろを持っていかなければ医療券がとれないといふ事態が起つてきてゐる。これは調べてもらいなさい、東京には幾らでもありますから……私は知つてゐる。こういう事態といふものは、結局福祉事務所に医療券を干渉するといふことです。私はこの前のこの問題について大臣にも言ひました。いづれ医療券の問題は機会をあらためて医務局長さん、社会局長さんに質問しますが、とにかく医療券を出すのもびしっと期限を切りますし、それから今度は延長する場合は延長願ひを出さなければならぬ。医者の事務は大へんです。大へんであつてもその患者をとるといふことは医療機関にとつては大変なことになる。長期の結核患者あるいは精神病等の患者といふものは医療券をとつて入院させなければ

ベッドが満員にならないから一生懸命になる。そうしますと入院について便宜をはかつて期限等を自由自在にきめるところは、医者がきめるのじゃない、そういうことは医者がきめてもなかなかその通りにはならない、福祉事務所が先にやつてしまふ、そうしますとこの福祉事務所と医療機関との間にいろいろのやましいことが行われるのは当然なんです。医療機関のいった通りに、あるいは患者の希望通りに医療券ができていくならば、そういう問題は起らないけれども、福祉事務所といふ全く医療に無関係のものがそこにタツチしてやることになる。そういうことになる。そうなる。弱い患者の立場はどうなるかといふと、医療券もらわなければならぬ、生活保護のワグもできるだけ広げてもらわなければならぬ、そうしてもらいたいといふは、その福祉事務所の係員の言う通りにならなければだめといふことになる。そういう弱い立場のものをこういう医療面で締め上げていくといふことは、これは医療行政の面からいつても悪いことだし、またこういう弱い人に対する行政としてはよくないことなんです。それが現実に行われている。おそらくこういうことが行われるとすれば、ますます私はそれが激しくなつてくると思ふのです。こういう点いづれこれは生活保護医療の問題とそれから法律上の問題と私は機会をあらためて、資料を全部用意してありますから、医務局長さんと社会局長さんにお尋ねします。きょうは関連質問ですから……

私は社会局だけにまかせずに、医務局は大いに医療行政の面として関与していく必要があると思ふ。そういう点を

お願いし、同時に保護課長さんの方へ、今私が述べたような点について、あなたの方でも情報がわかつておるはずだ。いろいろが横行している、そのために医療行政に非常に支障を来たす状態が出てきてゐるといふことは事実なんです。そういう点あなたの方はどういふ工合に考えてゐるか。

○尾崎説明員 私には全国の社会福祉事務所あるいは社会福祉主事といふものは、例外はあるかもしれませんが、全員まじめに仕事をやつておるといふふうに信じておられます。従いまし

て今の御指摘は私にとりましてはなほだ——実はそれが事実でありましたらば、これは監督上非常に問題であるといふふうに考えます。もちろん第一線の福祉事務所の監督は直接には都道府県の本庁がやつておるわけでありますが、その点につきましては少くとも全国の社会福祉事務所あるいは社会福祉主事といふものは、片方からは冷酷だといふ非難を受け、片方からは保護の適正化をはからなければいけないのだといふようにけつを引つぱたかれ、そういう悪い環境のもとで黙々と仕事をやつておるといふふうに私は信じておられます。

県外入院の今の問題につきましては先ほど私が申し上げましたように、これは患者の自由意思といふものといわゆる公費によつてまかなわれる医療扶助を要するといふ両者の調和をどういふふうにはかかつていくかといふ点が、私どもの問題でもありまして同時に第一線の問題でもあるわけなんです。それで無理々々患者を引つぱつていくとかあるいは冷酷な取り扱いをするとかいふことは、いわゆるケース・ワーカーとしての社会福祉主事の自覚の問

題でございまして、およそ社会福祉主事、ケース・ワーカーというものはそういう点についてよく要保護者に対して納得するように取り扱ってやらなければならぬという根本的な前提があるわけですね。その点につきましては、御指摘のような例外的に悪い事象があるかもしれないですが、できるだけ私も努力いたしまして、中央、地方と一体化をはかりまして要保護者に信頼関係を打ち立てるようになりたいというように考えます。

○山下(巻)委員 関連して。滝井委員のんだんの御説を伺っております。国民全体の医療というのを考えておる厚生省としてそう考えるべきだということに私別に異論を申し上げるわけではないのでありますが、今の旅費だけというお話でございまして、生活保護法による医療は国が八割、地方が二割になっております。先ほどの尾崎課長の御答弁の東京都から都外に二、三千人、かりに三千人といしますれば四、五百万円という大ざっぱな入院費用が国と地方で要るわけでありまして、滝井先生の方の同士であられる北海道の田中知事から昨年の夏私は非常に痛切に訴えられたことがあるのです。この公費負担をこれ以上はもう北海道庁としても負担し切れないのだ、大体一億二千五百万円くらい、これは結核予防法を合せてでありますけれども、生活保護法と両方で持つておる、これ以上はとも道の力としては負担し切れないということをお聞かせ。北海道は海がありますから青森から北海道に入院するということはおそらく非常に少いだろうと思えます。しかしながら東京のような富裕県が三千人も県外

に出しておるといことはゆゆしき問題で、地方財政が今日のような状態でありますと、なるほど理想は滝井先生おっしゃる通りでありますけれども、この負担が今滝井先生の仰せられるような考えで医療機関の希望とあるいは医療を受ける患者の希望だけで行われますと、地方の行政はとも立っていかないと思っております。その点に對してあなた方が旅費等の問題、患者が病院に通院するための便宜のためのお考えであるならば私はこの問題に異論があると思っておりますが、その点は支払い状況等の問題から地方財政が非常にさういふことで圧迫を受けておるといふ現状があるのかどうなのか。その点はさういふふうになっておりますか。

○尾崎説明員 御指摘のように生活保護費は総額が非常に膨大なものでございまして、たとい二割の負担でございまして、地方公共団体としてはその負担にたえかねるといふような訴えをしていくところもございまして。しかし私どもが今承知しておりますところは、都道府県よりはむしろ市の方にその問題があるように聞いております。全国の市長会でもたしか御決議になりました、全額国庫負担にしてくれというふうな御希望があるようでございます。今のところ、私もいたしましては、その点については従来の方針を変えざるつもりはございませぬ。なお今の県外入院の問題がその問題とどう関連あるかということでございますが、して申し上げますれば、少くともその県の患者につきましましては、二割負担もその県で考へるべきだといふその点は、確かに県外入院の場合にその県の負担になるので

ございまして、その点はあまり県外入院の問題は今の問題とは直接関連はございませぬ。むしろ旅費等の問題と申しますのは、本人と家族との交通関係、それから滝井先生も先ほど御指摘がございまして、遺憾ながらやはり現在の福祉事務所というものは必ずしも理想的に充実されておられません。ケース・ワーカーが非常に過労状態にある現状でございまして、その点はやはり行政事務の効率化という配慮も必要なのでございまして、その意味において、ケース・ワーカーが病人と出身世帯を一緒にめんどろを見るときさういふ用意が必要ではないかと思っております。さういふ点からもその方針をとった次第でございまして。

○山下(巻)委員 もう一つの問題は、福祉事務所がいろいろを取って医療券を発行するといふようなことがありとすれば、これはゆゆしき大問題で、私の承知しておる小さな範囲で、いろいろなことからいって、先ほど尾崎課長が言われた通りに、上からは規則を守れと言われ、下からはほんとうにせつない訴えがある。その中で非常に苦しんでおるが、私の知っているあまり大きな範囲でないところでは、ケース・ワーカーと福祉事務所の努力というものは、恵まれない措置のもとに全くよくやういふこと、これは滝井先生が御指摘になったようなケースもないとは限りませんから、今後さういふところに幾らかでも国民の不平が胎動するような事件があつては大へんなことでありまして、嚴重にその点は下へ流して、さういふ疑いを受けることのないような御措置を十分おとりになるように要望いたしておきます。

○滝井委員 この機会に言っておきたいのですが、先般大臣は医療券を健康保険の請求書とともに、簡素化するという言明をされておるわけですね。従つて生活保護の医療券をどういふふうに簡素化するか。あれは予算委員会の当時です。それから一月以上の期間がたつてから、それがあればこの機会に一つ発表してもらいたい、さういふ構想がなければ、至急に一つ当委員会にその構想を御発表願いたいと思つて

それから医療券のいろいろ問題でございまして、それはさういふことによつてさういふことになるかと申しますと、さいぜんも申しますように、病院を指定をしていくわけですね。どの病院を指定して医療券に書いてあります。さういふことを、患者の自由意思にまかせて、医療券を渡すときに、まずその人に聞いてから書くのならば、これはいいわけですね。さういふ指導の方法を必ずしもやらなければならぬ。ところが福祉事務所の方で初めから医療券に病院の名前を書くといふことになれば、これは問題が出てくる。さうして福祉事務所の書いたところにみんな医療券が集中してしまふ。ここに問題が出てくる。だから医療券というものは、初診券を渡すときにはまず患者の自由によらせなければいかぬ。さうしますと、自由によらせるといふことになれば、たとえ患者は県外にも行くかもしれない。あるいは隣の病院に行くかもしれない。あるいは遠くの病院に行くかもしれない。ところがまかりならぬ、お前は、交通費はおれの方が払うのだから、この近くへ行きなさい、近

くならぬ病院だ、ということになる可能性が出てくるのです。そこをわいの問題が出てくるを得ない。さうしてその病院と福祉事務所とが非常に緊密になることはきまつておる。だから指定医療機関といふものを作つておられますけれども、指定医療機関のどこに行くことも自由です。福祉事務所は指定してはいけない。全部患者の自由意思にまかせて、患者の選んだものについて、福祉事務所が指定をしていくのだ、さういふ形をとるならいいけれども、ところが端的に大きな形で現われているのは県外の問題だ。患者が福岡県に行こうが、それは患者の自由だ。ところが青森県に行つてはいかぬ、東京都でなくてはいかぬといふことは、大きな形でもつたことを意味する。それが小さく現われれば、Aといふ病院に行きなさい、Bといふ病院はいけません、とさういふことと同じです。端的に言へばさうなる。医療券にはみな病院の名前を書くのです。従つてそこらあたりの指導をよほどうまくやつておかぬと、弱い患者といふものは、結局自分の意思の病院に行けないことになる。それはさういふことと、食う方のお世話にもなつておる、病気になるればお世話になるということになれば、福祉事務所の意向と反對の行動は、弱い者はなかなかとれない。だから今後注意していかなければならぬといふのは、さういふことですね。それはあなたの方、東京の末端の医者に行つて尋ねてごらんください。必ずさういふ不満が出てきます。どこかに医療券の集中しているところがあるは

ずです。どうしてそこに医療券が集中しているか、お調べになってもらいたい。いろいろな問題が出てくるはず。これは社会で一番弱い人を扱う行政ですから、だからそこらも手心をちよつと加えることによつてどうにでも動くのですよ。選挙のときだって生活保護の患者をつかまえるのは一番確実だといわれている。ここにボスが胚胎するので。だからそらういふ点はやほど注意してもらわなければならぬといふことなんです。私はそらういふ点は御注意をきよりは申し上げておきます。今後簡素化について、具体的なものを一つ児童福祉法が上るまでの間にお示しを願いたい、こら思ひわけであります。これを要望して一応質問を終わります。

○藤本委員長 次会は明二十九日午前  
十時より開会することとし、本日はこ  
れにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局